

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨
千葉県災害義援金募集要綱

1 目的

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨の影響により、千葉県では浸水等により多数の家屋被害等が発生していることから、県内の被災者に対する生活再建支援の一環として義援金を募集する。

2 用途

重傷者・全半壊等の被害を被った世帯に対し、見舞金として支給する。

3 募集開始日

令和5年9月15日（金）

※募集期間は令和5年12月28日（木）までとする。

4 受付口座

千葉銀行県庁支店 普通預金 3217685

千葉興業銀行本店営業部 普通預金 1176751

京葉銀行本店営業部 普通預金 5522931

ゆうちょ銀行 00130-7-325639

※口座名義及び加入者名は「令和5年度千葉県災害義援金」

5 振り込み手数料の取り扱い

上記4に記載の4行の窓口での振り込みは無料（ATM、インターネットは有料）

6 配分方法

災害義援金配分委員会において配分を決定する。

7 受領証の発行

受領証を希望する者の申請に対して発行する（別紙様式）。

8 税制上の取り扱い

（1）所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除（2千円を超える分について）、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われる。

（2）銀行振込又は郵便振込（振替、払込を含む）により、義援金取扱口座へ送金した場合は、控えとして手元に残る振込金受取書（受領書）又は郵便振替受領証の原本に本義援金募集ホームページの写しを添付し、損金及び寄附金控除等を受けるための受領書（証明書）に代えることができる。

9 残余金

受給対象者の死去や受け取りの辞退、配分の際の端数等により発生した残余金の取扱は、災害義援金配分委員会において決定する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

義援金振込受領証発行申請書

| | |
|---------------|--|
| 郵便番号 | |
| 住 所 | |
| (ふりがな) 氏 名 | () |
| 電 話 | |
| 振 込 日 | 令和 年 月 日 |
| 振込機関 | 千葉銀行 ・ 千葉興業銀行 ・ 京葉銀行 ・ ゆうちょ銀行 ・ その他 () |
| 振込金額 | 円 |
| 備 考 | |